

令和 5 年 第 6 回教育委員会 会議録

日 時	令和 5 年 4 月 2 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分
場 所	永守重信市民会館 第 2 会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、教育監兼総括指導主事、学校教育課長、担当課長、生涯学習課長、教育総務課長、主幹兼総括指導主事、主幹兼総括指導主事、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第 5 回会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「臨時代理について（社会教育委員の委嘱について）」報告願う。
事務局	— 臨時代理について（社会教育委員の委嘱について） — 令和 5 年度向日市社会教育委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第 5 条の規定により、臨時代理を行ったので報告する。 学校教育関係の委員について、令和 5 年 4 月 1 日に校長会から第 2 向陽小学校校長及び勝山中学校校長の推薦があったため、同日付で委嘱したものである。
教育長	次に、「令和 5 年度小中学校の主な新規事業等について」報告願う。
事務局	— 令和 5 年度小中学校の主な新規事業等について — 令和 5 年度の主な新規事業は二つある。 一つ目は、第 5 向陽小学校における小学校教科担任制である。 教員の専門性を生かした授業の効率化と、小中学校間の円滑な接続を目的とし、さらに教師の負担軽減も兼ねた制度であり、高学年の社会科に入っている。 二つ目は、不登校児童生徒支援システム構築事業である。 京都府下で、各教育局別に、五つの中学校ブロックが指定を受けており、乙訓管内では、勝山中学校ブロックが指定を受けている。

	勝山中学校、向陽小学校、第5向陽小学校が該当する。 ここ数年の不登校児童生徒の急増に対応する、京都府の不登校児童生徒支援施策である。 アセスメントを基にした個に応じた支援により、小中学校を連続させる切れ目のない不登校支援を行い、教室に入りづらい児童生徒の居場所づくりを行う。 人的配置として、勝山中学校に教員1名、第5向陽小学校に週20時間の非常勤講師を1名新たに配置し、向陽小学校ではまなび・生活アドバイザーがその役割を担う。 【質疑等】
委員	小学校の教科担任制について、社会科に特化しているが、他の項目はどうか。 また、教科担任について具体的に教えていただきたい。
事務局	週に3時間あり、6年生が2クラス、5年生が3クラスあるため、合計で、15時間の社会科を指導している。 また、第6向陽小学校では、音楽科と算数科で教科担任制をしている。
教育長	第6向陽小学校の時数はわかるか。
事務局	音楽は、週2時間で行っている。 算数は、一部と聞いているが、入っている時数については確認できていない。
委員	教科担任と、理科専科や音楽専科との違いはどのような点か。 教科担任という形の授業と、特定教科だけを教える専科を分けるということかと思うが、教材の違いと、教科担任という名称をつける必要性を伺いたい。
事務局	他の教科については、勝山中学校の小中連携として、英語科の教員が向陽小学校と第5向陽小学校に行っている。 また、寺戸中学校の音楽の教員が、第3向陽小学校と第4向陽小学校に行っている。 各中学校ブロックで指導の統一化と評価の統一化をすることがねらいである。
事務局	小学校教科担任制の方は、小学校の中での授業改善を図りつつ、働き方

	改革にも寄与する意味合いがある。 一方で専科は、専門性の高い教員が授業に入ることによって、より専門的な指導をするとともに、先生方が専門的な指導ができるような学びに繋がるという意味合いがある。 小中連携とついているのは、小学校の授業がメインにはなるが、中学校一年生の授業も持っているのが通例である。 小学校での指導と中学校での指導のギャップを埋めるために、小中の連携をより一層深めながら、双方の指導に取り入れていく。
教育長	専科と銘打つものを担当する教員にはそれぞれの科目の免許が要る。
委員	音楽の授業について、小学校の教科書を使いながら、中学校の音楽の先生が教えると理解したら良いか。
事務局	その通り。 中学校の教員が、専門性を生かした発声練習などを行い、そのあとは小学校の教科書を使って、小学校の課程を指導している。
教育長	不登校児童生徒支援システム構築事業について説明願う。
事務局	これは、全国的に不登校が喫緊の課題であるという認識のもと、京都府としても今年度に初めて実施する事業で、柱が二つある。 現在は加配の教員を配置していますが、3年の期限があるため、加配の教員がいなくなっても支援を継続できるシステムを作ることが一つ目の柱である。 各校区の小中学校で、不登校傾向が見られるような児童生徒に対して共通のアセスメントシートを使って状況の見たてを行い、多様な不登校の要因を早期から把握をし、適切な指導にいち早く結びつけることで、未然防止や早期解消を目指す。 2本目の柱は、学校内に教育支援センターを設置することである。 通常、中学校には教室に入りにくい生徒の為に別室を設けているが、そこに専属の教員を配置し、別室に登校している生徒の状況を把握しながら、教室復帰を支援することが目的である。 同じように、小学校の方には週20時間の非常勤が配置をされており、別室対応を充実させることで、中学校との連携を図るという意味合いもある。
教育長	次に、「令和5年度向日市教育相談体制について」報告願う。

事務局	— 令和５年度向日市教育相談体制について — 本市の不登校の現状について、小学校では、平成３０年３月末が不登校児童２８人だったが、令和５年３月末は５３人であった。 中学校では、平成３０年３月末は５５人だったが、令和５年３月末は８２人と増加しており、不登校児童への支援の充実・強化は喫緊の課題となっている。 また、５０日以上欠席者については、小中学校とも増加しており、不登校の長期化も進んでいる。 そこで、本年度の新規事業として、以下の３点を通して教育相談体制の充実強化を図る。 一つ目、向日市天文館の施設内で、学校に登校しづらい児童生徒に対して社会的な自立を支援する目的で開設してきたひまわり広場を拡充する。 ひまわり広場の１日平均通室数は、令和４年度は６．３人で、令和３年度の４．２人から増加しており、特に３学期は１日平均８名と増加し、最多時には１０人以上が継続して通室している。 そのため、よりきめ細やかな支援ができるよう、指導員を２名増員し、週２日は３名体制をとる。 また、令和５年度の試行的な取り組みとして、週に１回、火曜日の開設時間を通常の午前中に加え、午後１時半から４時半も開設し、中学生を対象に指導員と個別に相談しながら、主体的に学習できる場を提供する。 さらに、教育支援センター内に不登校実務者会議を立ち上げる。 会議は、教育監、指導主事、スクールカウンセラー、向日市のカウンセラー、向日市のスクールソーシャルワーカーで構成し、月１回程度開催する。 会議の中では、毎月学校から不登校の報告を受けている状況を共有し、専門職からのアドバイスを受けながら、向日市として必要な支援のあり方を探る。 また、各校に配置、あるいは巡回しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、気になる児童生徒や保護者をつなげる窓口になる教育相談コーディネーターの育成を、研修等を通じて図る。 最後に、令和５年度から令和７年度までの３年間、勝山中学校が京都府教育委員会の不登校児童支援システム構築事業の指定を受けたので、向日市教育委員会としても、向日市全体で取り組んでいけるよう、連携していく。 【質疑等】
委員	電話相談・来所相談の件数の内訳に関するデータはあるか。 どちらが多いか。

事務局	詳細は調べて報告するが、令和４年度は来所相談の方が多かった印象である。 母数としてはそこまで数がなくても、何度も来られるので、延べ件数としては、３００件～４００件という回数になる。
委員	教育相談について、開設時間が短いように思うがどうか。 週２回だけという回数も、少くないか。
事務局	カウンセラーの確保が非常に難しいこともあり、現在はこの開設日数・時間数となっている。
委員	相談する側としては、限られた開設日まで待てないこともあるのではないと思う。 毎日開設できれば幅を広げられるのではないかとは思いますが、仕方のない事情があることは承知した。
教育長	この向日市の相談窓口だけでなく、京都府の相談窓口など、いろいろな窓口がある。 今回、ひまわり広場は週１日、開設時間を拡充するという新たな試みを行うが、教育相談は、相談件数等の状況を見ながら、今後の配置も検討していくことになる。
委員	ひまわり広場の申し込みは、通常は学校もしくは学校教育課へということだが、午後の部については学校を通してと指定されている。 この区分けには何か意味があるのか。
事務局	この午後の火曜日は、基本的には臨床心理を学んだ大学院生が指導員として対応するが、学習指導ができる立場ではない。 そのため、主体的に学習するという趣旨をしっかりと理解していただくためにも、一度学校で相談をしたうえで教育委員会に繋いでもらう形にしている。
教育長	不登校児童生徒については非常に増加傾向にあり、いろいろな方策を打っていく必要があるということで、不登校実務者会議もそのひとつとなっている。 今年度は新たに、さらに多様な支援に踏み込んでいきたい。
教育長	次に、「小学校給食費の公会計化について」報告願う。

事務局	— 小学校給食費の公会計化について — 本市小学校給食費については、令和５年度から中学校と同様、公会計方式へ変更する。 令和４年度までは、各小学校で私会計として会計処理を行っていたが、令和５年度からは、中学校給食同様、給食費を市の会計に組み入れ、予算に計上し、管理運営を行うことで、給食費を市の予算に収入し、食材購入費を市の予算から支出する。 公会計化による変更の１点目、給食費の徴収については、先月の教育委員会にて報告したとおり、向日市学校給食費徴収規則に基づき行うこととなる。 令和４年度までは、８月は徴収を行っていなかったが、８月も徴収月とする。 また、従来徴収を行っていた３月がなくなり、２月が最終月となる。これらは、中学校の支払い日に合わせたものである。 資料に月ごとの金額を記載しているが、５月に、４月・５月分を合わせた徴収を行い、２月までの計１１回で支払う形に変更となる。 変更の２点目は、給食費の年額である。 令和４年度までは、年額４８，４００円としていたが、向日市学校給食費徴収規則において、給食費の年額は、実施予定日数に１食当たりの給食単価を乗じることと定めており、１食単価２６０円に実施予定回数１８６回をかけた、４８，３６０円に変更する。 なお、１食あたりの給食の単価は２６０円で、前年度から変更はない。 【質疑等】
教育長	以前から報告していたとおり徴収方式が変わることに伴い、徴収月が変わるということである。 公会計化によって小学校も給食費の徴収業務がなくなるため、働き方改革の一つの方策でもある。
教育長	次に、「学校版「ミモザカード」の活用について」報告願う。
事務局	— 学校版「ミモザカード」の活用について — まず、資料３枚目の、アンケートの集計結果について報告する。 本調査は、市内３中学校全女子生徒を対象に、本年２月３日から２０日までを調査期間として実施したものであり、調査対象６６７名、回答数５９５名、回答率８９．２％の統計結果を示している。 問１、生理用品に関することで、困ったときの対応について、約２０％

事務局	が知らないと回答している。 前回報告した調査結果を左側に比較しているが、10%減少している。前回よりも周知が図られたと言える。 また、問2、生理用品に関することで困ったことはありますか、については、約10%の生徒があると回答し、前回より約15%減少している。 問3、困ったことがあると回答した10%の生徒の理由は、持ってくるのを忘れた、準備したものが足りなくなった、が全体の約90%を占めており、前回と同様の結果となった。 問4、困ったときに保健室や職員室に行けなかったことがあるか、という問いについては、あるとの答えが、前回の6%から3.7%に減少した。 問5、その3.7%の22名について、行けなかった理由については、恥ずかしい、保健室に行く勇気がなかったなどの心理的要因と、行く時間がなかったという環境的要因が主な理由であった。 問6、生理用品がなかった時の対応について、友達にもらった、困ったことがないのでわからない、の回答が最も多く、前回と同様の結果であった。 その他の自由記述では、トイレットペーパーなどで代用している、我慢した、との回答があり、不衛生の状態でご我慢をしている実態があった。 教育委員会としては、以上のような実態から、本年4月初旬に、学校版ミモザカードの取り組みの指示を各中学校に出したところである。 学校版ミモザカードの活用の詳細については、担当から報告する。 資料2枚目の中段にカラー刷りされているものが、ミモザカードである。 実物はもう少し小さく、生徒手帳に入るぐらいの大きさになっている。 このカードを中学校の女子生徒全員に配布し、カードに記載があるように、声に出さなくてもカードを見せるだけで対応することとしている。 活用の目的は、すべての生徒が安心安全な学校生活を送るため、また、将来にわたり、生徒が困難な場面に出会ったときに様々な手段を選択し、自ら助けを求めて困難な場面を乗り越える力をつけるためである。 配布対象は、向日市立中学校の女子生徒である。 活用の仕方は、学校ミモザカードを保健室や職員室で見せるだけで、生理用品を配布することとする。 なお、学校版ミモザカードは、学校以外でも、向日市女性活躍センターあすもあ及び保健センターでも使用可能とする。 年度当初の保健体育科の授業で活用の目的や方法について説明し、女子生徒に学校版ミモザカードを配布した。 各中学校のトイレにも学校版ミモザカードに係るポスターを掲示し、周知を図る。
-----	--

	また、各中学校の学校だより等で、学校版ミモザカード活用についてのお知らせを載せ、保護者、生徒全員への周知を図る。 今後は、学期ごとにミモザカードの活用状況と、生理用品の配布状況を把握していく予定である。 【質疑等】
委員	中学校が対象となっているが、小学校でも実施して欲しいと思う。 ミモザカードを見せたときに、生理用品はどのような状態でもらえるのか、決まっているか。
事務局	小学校の初経指導については高学年で行い、もしくは、早い児童については個々に養護教諭等が行っている実態がある。 まずそこからのスタートになるため、最初にもし困ったことがあれば声を出すというところの指導で、小学校のうちから徹底していきたいが、各校の実態等、中学校と同様に把握をしながら、検討して参りたい。
事務局	渡し方は、従前、ミモザカードがなかったときと同様で、生徒がカードを見せ、担当の養護教諭がそれに気づいたら、陰になるところに生徒を呼んで、そこで渡すという形をとる。
委員	生理用品を渡す際に、一般的な書類を入れる茶封筒などは利用できないか。 何をもらったかもわからないし、紐で括れるような封筒なら、また返却して再利用もできる。 その封筒の返却の際に、使った分の生理用品を補充して返すということができたらよいのでないか。 補充ができないようなら、それこそ、どうしてかという理由や、貧困や家庭の中の事情に繋がるような話なども聞ける。 また、封筒であれば男性教諭にとっても、持ち運ぶときも恥ずかしくなく、ぱっと渡せると思うが、いかがか。
事務局	おっしゃるとおりと考える。 実際、あすもあ等では、袋に入れた状態で保管しており、男性の職員も直接手渡しをすると聞いている。 今の状態がベストだとは思っていないため、また今後学校と相談しながら、あり方の工夫をしていきたい。
教育長	学校でもいろいろ配慮はされていると思うが、今のご意見も伝えたい。

委員	で、状況を見ながらいろいろな知恵を集めていきたい。 以前、生理の貧困に関する話題で、どういう児童生徒がどう困っているのかを把握するために、トイレ等への常設するのではなく、保健室等で教職員と話をしてから渡すという趣旨があると伺っていたと思う。 今のような取り扱いであれば、結局、誰が何に困っているのか、どういう状況でいくつ渡したのかということは把握されないのではないかな。 保健室に養護教諭がいないときに職員室に行くのではなく、職員室に行けない児童生徒が保健室に行くのでないかと思っていた。 実際に、困ったときに我慢したという声が相変わらずあるため、保健室に養護教諭がいないとき、職員室で対応するということが有効なのか、教えていただきたい。
事務局	状況の把握について、この場合は、トイレへの常設とは違い、紙袋に入れたり陰に呼んだりするかもしれないが、必ず対面で渡すことになる。 その際に、例えば同じ生徒が続けて来るようであれば、何かあったのかというような声が自然とかかる形になると考えている。 そこに関わる教職員間の情報共有をしっかりと行い、どれだけの生徒がいつ、どれだけの量をもらいに来たのかということについては、養護教諭を中心に把握に努めているところであるため、現在の対応を継続していきたいと考えている。 養護教諭は日常的に、生徒の急な怪我があれば病院に付き添ったり、出張に出て不在にしたりすることもある。 保健室が開いていなかったら行きにくいという生徒もいるとは思いますが、そうならないよう、まずは教職員と生徒たちとの関係をしっかりと作っていくことが大事である。 職員室に行きにくい生徒が、別の場所でとなると、それはそれでまたハードルが高くなるかと思うが、生徒たちには、保健体育課の指導の中で、困ったときには近くの先生に言ったらよいと、職員室や保健室に行けばすぐに渡してもらえると周知しているため、様子を見ながら対応しているところである。 また対応については、生理用品の減り具合も含め、1学期ごとに、状況を把握していこうと思っている。
委員	養護教諭らの対応については、こういう場合はこうする、何回来たらこうするなどの対応や、どう情報共有するかなど、マニュアルのように何か決まっているのか、何となく申し合わせ程度で行われているのか。 これらはある程度決めておいて、各教員・各学校で対応が変わることがないようにした方がいいのではないかな。

教育長	2点目については、おっしゃることはわかるが、実際に生徒たちはどう考えるかということを知るべきかと思う。 例えば次のアンケート取る際に、職員室でもよかったかなどというような、少し踏み込んだ質問をされてはどうか。 その結果、やはりちょっと職員室は嫌だというような声がある場合、それだけ養護教諭が信頼されているということではあるが、それは少し問題でもある。 保健室というのは少し特別で、職員室で普通の先生と話せないような悩みなども、保健室では聞いてもらえるというイメージがある。 保健室が駄目ならもういいやという状況になっていた場合は問題があるので、もう少し踏み込んだ、生徒たちの声が聞けるとよいと思う。 今回こういう形でミモザカードの取り組みをスタートするが、いずれにしてもしっかり状況は把握していく必要がある。 一旦決定したからこのまま続行するというのではなく、今いただいたご意見を踏まえ、またアンケートも行い、学校の状況をしっかり把握していく。
委員	自身が小学生の頃、男性の担任教諭と生理のことに関して話をした際に、先生が恥ずかしそうにされていたことが、ずっと心に残ってしまっている。 男性の教職員には、統一された対応を淡々で行うなど、さりげない対応をしていただくと、児童生徒も嫌な印象を持たないため、職員室に行きやすくなるかもしれない。
委員	近年、大学の男子トイレなどにも、みんなで生理のことを考えよう、といった掲示があり、社会がそういう方向になってきているが、まずは教職員からだと思う。 男性の教職員に対して、生理に関する教育や指導を全体としては行われていないのか。 指導体制などはどうなっているか。
事務局	男性、女性にかかわらず、学級指導をするときには学級担任が性教育も受け持っており、生徒に性教育の教材を使って授業を行う前には、教員の中で研修を実施している。 そのため、男性教員も、生理に関する認知についてはかなり進んでおり、危惧しておられる、少し困ったような対応などは、全くないかはわからないながら、おそらく今は少なからうと思われる。

委員	それを伺い、安心した。
教育長	いずれにしても、これは初めての取り組みであり、引き続きよく状況を掴む必要がある。
教育長	次に、「小中学校における内科健康診断について」報告願う。
事務局	— 小中学校における内科健康診断について — 各学校における内科健康診断を実施するにあたり、児童生徒の心情への配慮と正確な検査・診察の実施、プライバシー保護の配慮が求められているところである。 これに基づき、各学校においては、記載のとおり、事前に学校医と十分に連携し、脱衣を伴う実施方法についての共通認識を持って、保健だより等を活用し、保護者宛に周知を行うよう、各学校へ依頼した。 周知する内容には3点あり、1点目は、健康診断の目的である。 学校生活を送るにあたり、支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するといった目的の記載をお願いしている。 2点目は、上半身脱衣での内科健診の実施についてである。 疾患の見落としがないよう、正確かつ適切に診察、検査を行い、疾患を早期に発見し治療に繋げることが子供たちにとって最も重要であるため、上半身脱衣を原則に実施するという点である。 3点目は、プライバシーへの配慮についてである。 安心して健康診断を受けられるよう、引き続きプライバシーの保護や心情への配慮を行っていくので、理解と協力をお願いすること。 またあわせて、必要に応じて、バスタオルやプールタオル等を持参して、診断を受けてもよいという記載をお願いした。 この内科健康診断については、昨年の教育委員会でも、複数の委員の方々からご意見を伺っていた。 今年度、向日市においては、昨年同様、原則、上半身脱衣という内科健診を実施する方向にしているが、保健だより等への記載のお願いは今まで行っておらず、今年度、初めて各学校へ通知している。 各学校においては、保健だよりは児童生徒が読むような形で、行政文書ではなく、子どもたちがわかりやすいような内容での記載をお願いしている。 そのため各学校で記載内容は相違するかもしれないが、大きくこの3点、趣旨について記載をお願いしたところである。 【質疑等】

教育長	全国的に、また近隣の市町村でも話題になっていた件である。 委員の皆様からもご意見を頂戴したもののだが、一旦こういう形で、表現については各学校に任せるが、周知をお願いしたため、報告させていただいた。
委員	近隣での話も存じ上げているが、最終的には国が動かないと、我々で判断するのはなかなか難しいところであるのは承知している。 例えば、3番のプライバシーについて、かなりご配慮いただいていると思われ、その要旨もわかるが、実際の記載時にこの表現がどうなっているか。 前も話したように、やはり原則は脱衣であって、タオルを持ってきてもよい、という書き方だと、タオルを持っていくのは一般的ではなく、持っていないのが普通なのだと、有無を言わず刷り込むような表現になっていないか、少し心配である。 プライバシーの保護と、心情と、おそらく問題は二つある。 一つは医師の方に問題があり、実際に事件が起きたりしているためそれは防ぐのと、もう一つは、そもそもそこに女性や複数の先生が居ても、服を脱ぐのが嫌だ、誰であっても身体を見られたくないという心情である。 これまでの議論の経過などを見ていると、事件が発生しないようにという配慮はわかるが、むしろ一般的に、そもそも人の前で身体を見せるのが嫌だという心情の方をもっと重視すべきでないか。 今回に関しては、通知文書をこれから作成するのであれば、その書き方等に配慮をいただきたい。 また今後、全国的にもいろいろと動きがあることが想定されるため、そうした動向を見ながら、ぜひ生徒や保護者のご意見などにも耳を傾けて、対応していただきたい。
事務局	1点目、文書の書き方について、現在はバスタオルやプールタオルを持ってきてもいい、使用してもいいという表現になっている。 今後また学校の方にも周知していきたい。 2点目の、見られたくないという心情は、多くあると思っている。 国としての基準を明確にされていない現実もあり、担当としても、厳しいところはある。 医師の盗撮等の問題もあり、そこも1つの問題となっているが、そこは、いろいろな情報やご意見を伺いながら進めていきたい。
委員	配布された保健だよりを少し目にしたが、2番の内容については、かなり細かく書かれていた印象である。 こういう病気があるからこう見ないといけない、というようなことが丁

	寧に書かれていた。 その内容を見たら保護者は、やはりそういう健診が大事なのかなという意識は持っているのかなという部分はある。 しかしそこと、心情の部分との折り合いをどうつけるかいうところで、そのあたりも含めて、やはりまずは親子や家庭内でも、どうしようかなと子どもと話をし、子どもの気持ちを汲むということも大事かと思う。 また、学校との連携という部分で、例えば懇談会の場合などでも、教員から保護者へ、ご家庭でも話し合ってもらいたい旨を伝えていただいてもいいのかとも思う。 全員が100%納得できるような状況というのは難しいと思うが、そういう、必要性和心情と、うまく加味出来たらと思う。 保健だよりでは、プライバシーの部分に関しても少し具体的に、別室に一旦入って、というような記載があり、丁寧には書かれているなという印象を持ったので、今後ともそういう対応をとっていただきたい。 実際に、非常に細かな保健だよりが届いているということかと思う。 医師会の方で、上半身脱衣は絶対だと、それでないと疾病を見落とす、という見解が揺るぎないものとして片一方にあり、もう一方に、やはり見せるのは嫌だという心情が、これも厳然とある。 そこをどう、皆さんが納得できるように持っていくかというところで、どこの自治体も非常に苦労しているのが実態である。 医学的な見解と、全く別の次元の考え方がぶつかりあっている。 現在、京都府の都市教育長協議会から全国の都市教育長協議会に、文部科学省に対する要望案も上げている。 おそらくその医学的な見解については、京都府医師会が主張されていると思うが、インターネット上の情報などを見ると、個人的な見解なのかもしれないが、脱衣は必要ないとする医師の意見も散見される。 その医師個人の見解がどの程度正しいのかわからないが、そうしたものを保護者の方がご覧になると、おそらくなぜ京都では駄目なのかという話になる。 子どもの人権や、児童生徒の気持ちの方が大事だという強い主張のもとでは、極端な話、病気なんか見落としてもいいから、うちの子が嫌だと言っているならもうやめろ、ということにすらなりかねず、結局そこで対立する。 そういう方は、保健だよりも、丁寧に説明を書かれていても、結局結論は同じじゃないか、と受け止めてしまうというのが実情でないかと心配している。 国への要望事項に取り上げられたり、いろいろな情報がまた出回った
教育長	
委員	

委員	り、いろいろな動きが各自治体であつたりするかもしれないので、結局はそれらの動向を見ながらの対応になっていくのかとは思ふ。 自身も女性として、男性に身体を見られたくはないが、乳癌検診や出産時など、男性の医師に見せなければいけない状況があり、その際には、男性だと思わないようにしている。 乳癌検診の場合、マンモグラフィーを撮るときなどは女性でも、最終的に触診を行うのは、事前に女性の医師を指定しない限りは男性の医師になるが、その医師を「男性」ではなく「医師」と思って信頼している。 子どもたちも、男の人に見られるのはいやだけど、健診を行うのは「男の人」でなく「お医者様」であると、職業として見る練習のひとつの機会として考えられないか。 そういう気持ちをどこかで持っておかないと、女性として、検診も受けられないのではないかととも思う。
委員	大事なのは、子どもたちが、わからないままに「いやだけど、そういうものなんだ」と思い込んだまま進んでいくのはおかしいということである。 そうした判断ができるようになってから行うならいいが、小学校・中学校では、まだ早いかなと思う。 親が「何を言ってるんだ、裸でやるものだ」と言って、一般的には通ってきているのではないかなと思う。 家庭内で話をして、納得してもらえるならいいが、なかなかそこまでしていないのではないかな。
委員	子どものうちこそ特に、診察してもらえるのは女性の医師ばかりではないため、そうも言っていられない状況になる。 そういう状況が今後起きうることを説明し、我慢しようねと、そういう練習のようなことや、説明をしてもいいのかなと思う。
教育長	自分の心理をコントロールするという考え方はよくわかるが、小中学校の発達段階では、難しいかもしれない。 家庭でも話をすることや、子どもと話しあう機会を持つことはいいことだと思う。 今回初めてこうした説明を配布しており、また保護者や生徒からの反応もあると見込まれるため、その反応を見ながら、考えていきたい。
教育長	次に、「小学校における児童の医療的ケアの実施について」、事務局から報告する。

	この報告については個人に関する情報で、個人が特定され得る情報が含まれているため、教育委員会会議規則第14条に基づき秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
	(全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。
	(以下秘密会)
教育長	秘密会を解く。
	(以上秘密会)
教育長	閉会宣言

令和5年第6回教育委員会

令和5年4月24日（月）

午後1時30分から

永守重信市民会館 第2会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・臨時代理について（社会教育委員の委嘱について）
- ・令和5年度小中学校の主な新規事業等について
- ・令和5年度向日市教育相談体制について
- ・小学校給食費の公会計化について
- ・学校版「ミモザカード」の活用について
- ・小中学校における内科健康診断について
- ・小学校における児童の医療的ケアの実施について

4 閉 会

諸報告資料

臨時代理について

令和5年4月24日
教 育 委 員 会

社会教育委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第5条の規定により、令和5年4月19日に臨時代理を行いましたので報告します。

向日市社会教育委員名簿

任期 令和 5年 4月19日から
令和 7年 3月31日まで

	氏 名	区 分	略 歴	備 考
1	中 西 昌 史	学校教育	向日市立第2向陽小学校校長	新任
2	田 邊 忠 和	学校教育	向日市立勝山中学校校長	新任

下記委員については、令和5年3月24日提出議案第5号議決済

任期 令和 5年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで

	氏 名	区 分	略 歴	備 考
3	池 田 和 子	市民公募	スクールソーシャルワーカー、主任児童委員 若年性認知症コーディネーター、元ヘルパー	新任
4	植 田 恭 司	社会教育	第2向陽小学校「習字」外部講師 寺戸公民館「書道クラブ」講師	再任
5	河 村 弘 美	社会教育	元上植野社会体育振興会会長 サッカースポーツ少年団指導者	再任
6	定 金 計 次	市民公募	京都市立芸術大学名誉教授 元京都市立芸術大学附属図書館・芸術資料館長・芸術資源研究 センター所長	新任
7	田 賀 千 恵	社会教育	スポーツ文化協会評議員 スポーツ推進委員会会長	新任
8	高 畑 幸 子	家庭教育	元PTA連絡協議会会長 人権擁護委員	再任
9	中 本 進	社会教育	元京都府教育委員会総括社会教育主事 元府立学校校長	再任
10	横 田 幸 雄	学識経験	元小学校校長 元人権擁護委員	再任
11	吉 岡 美 保	社会教育	スポーツ推進委員	再任
12	淀 野 実	学識経験	世界人権問題研究センター常務理事・事務局長 京都地方法務局人権擁護委員 元京都市職員	新任

令和5年度 小中学校の主な新規事業等について

令和5年4月24日
学校教育課指導係

今年度、国または京都府教育委員会、市の新規事業（継続事業含む）の指定等の主な内容は以下のとおりです。
学校指導体制の充実を図るため、通級指導教室担当教員（すべての小中学校）及びSC（向陽小、3向小、各中学校）、まなび・生活アドバイザー（向陽小、勝山中）、教員業務支援員（各小中学校）を配置しています。また、不登校家庭支援として市の教育相談員（勝山中以外市内小中学校）を配置するとともに、向日市特別支援教育支援員（各小中学校）や小中学校の学校図書館支援員も継続して配置しています。
なお、令和4年度から向日市立小中学校共同学校事務室を設置しております。（設置校：西ノ岡中学校）

学校名	事業・内容等		年次	公開日等
向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(英)」 新規	1/1	
	府配置	まなび・生活アドバイザー（元教員） 週27h	1/1	
	（府配置）	小中連携英語科5・6年	1/1	
	（府配置）	（事務の共同化に向けた研究）	1/1	
	（府指定）	（不登校児童生徒支援システム構築事業） 新規	1/3	
	（府配置）	*SC、心の居場所サポーター、教員業務支援員	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		
第2向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(算・英)」 新規	1/1	
	（府配置）	小学校英語専科	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、教員業務支援員、（SC）	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		
第3向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(英)」 新規	1/1	
	府配置	小学校理科専科（寺戸中、4向）	2/4	
	府配置	SC活用事業拠点校（SCの配置 週4h30週）	1/1	
	府配置	事務の共同化に向けた研究（事務加配拠点校：向陽）	1/1	
	府配置	特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h）	1/1	
	局指定	学力充実指定校	1/1	
	（府配置）	小学校英語専科	1/1	
	（府配置）	小中連携音楽5・6年	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、教員業務支援員	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		
第4向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(算・英)」 新規	1/1	
	府配置	特別支援教育充実事業(講師の配置 週27h)新規 新規	1/1	
	府配置	小学校英語専科教員の配置（3向）	1/1	
	（府配置）	小中連携音楽5・6年	1/1	
	（府配置）	（小学校理科専科）	2/4	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、教員業務支援員、（SC）	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		
第5向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(算・英)」 新規	1/1	
	府指定	令和3・4・5年度「絆の作り手育成プロジェクト研究校」	3/3	
	府配置	特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h）	1/1	
	（府指定）	不登校児童生徒支援システム構築事業(講師の配置 週20h)新規 新規	1/3	
	（府配置）	小中連携英語5・6年	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、教員業務支援員、（SC）	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		
第6向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(英)」 新規	1/1	
	府配置	小学校英語専科教員の配置（2向）	1/1	
	府配置	特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、教員業務支援員、（SC）	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		
勝山 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(英)」 新規	1/1	
	府指定	不登校児童生徒支援システム構築事業(向陽、5向) 新規	1/3	
	府指定	まなび・生活アドバイザー（SSW）の配置（拠点校 週8h35週）	1/1	
	府配置	小中連携英語科（向陽、5向）	1/1	
	府配置	*SC	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター（追加措置）、教員業務支援員	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター		
西ノ岡 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(数・英)」 新規	1/1	
	府指定	令和4・5・6年度「未来の担い手育成プログラム研究校」	2/3	
	局指定	学力充実指定校	1/1	
	（府配置）	*SC	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター（週14h）、教員業務支援員	1/1	
	市配置	*教育相談員		
寺戸 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業(数・英)」 新規	1/1	
	府配置	小中連携音楽（3向、4向）	1/1	
	（府配置）	（小学校理科専科）	2/4	
	（府配置）	*立命館大学との連携協力校＜教職員大学研修校＞（講師の配置 週10h）	1/1	
	（府配置）	*SC	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター（追加措置）、教員業務支援員	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター、教育相談員		

（ ）は、兼務先の学校です。

向日市教育相談体制について（報告）

令和5年4月24日

学 校 教 育 課

以下のとおり実施しますので、報告します。

1 本市不登校の現状

- (1) 小学校は再び増加傾向に転じ、中学校は引き続き増加しており、不登校児童生徒への支援の充実・強化は喫緊の課題となっている。

(小学校 H30.3 : 28 人→**R5.3 : 53 人**、中学校 H30.3 : 55 人→**R5.3 : 82 人**)

- (2) 50 日以上欠席者は、小学校は横ばいが続いていたが増加傾向にあり、中学校ともに長期不登校児童生徒も増加している。

(50 日以上欠席 小学校 H30.3 : 18 人→**R5.3 : 40 人**、中学校 H30.3 : 42 人→**R5.3 : 68 人**)

- (3) 個々の不登校児童生徒の状況に応じた適切な支援、多様な支援の在り方が求められている。

2 新規事業

- (1) 「ひまわり広場」の拡充

- ・通室児童生徒数の増加に伴う「ひまわり広場」の指導員の増員（10 名→12 名）
- ・令和5年の試行的な取組として、週に 1 回開設時間を延長し、中学生を対象に指導員と個別に相談しながら主体的に学習できる場を提供する。（火曜日の午後 1 時半～4 時半 場所は天文館施設）

- (2) 教育支援センター内に「不登校実務者会議」の設置

- ・向日市の不登校の状況を把握し、向日市として必要な支援の在り方を探る。
- ・各校の教育相談コーディネーターの育成を図る。

※「不登校実務者会議」は教育監、総括指導主事、担当指導主事、教育支援センター所属のスクールカウンセラー、向日市教育相談カウンセラー、向日市スクールソーシャルワーカーで構成し、月 1 回程度実施予定。

- (3) 府教委の新規事業への指導・助言

- ・令和5年度より3年間、府教委の事業として指定を受けた、「不登校児童生徒支援システム構築事業」（勝山中学校区）について、向日市全体に成果を広げていけるよう、教育委員会としても指導・助言をしていく。

教育相談および ひまわり広場のご案内

児童生徒のみなさんも
保護者のみなさんも
ひとりで悩まずに
相談してみませんか



向日市教育委員会

「ひまわり広場」

「ひまわり広場」は、いろいろな事情で登校しづらくなっている小中学生のための教室です。

- ◇一人ひとりの実態に応じた相談活動や体験活動を行っています
- ◇主体性や社会性をはぐくみ、学校への復帰や希望進路の実現など、子どもの社会的な自立を支援します。
- ◇ひまわり広場は、学校もしくは学校教育課を通して申し込みます。
- ◇ひまわり広場の開設日時
月・火・水・木・金曜日 9:30～12:00
※ 学校休業日、祝日は開室いたしません。

令和5年度の試行的な取組として、週に1回、ひまわり広場の開設時間を延長して、登校しづらい中学生が学習できる場を提供します。指導員と個別に相談しながら、自分のペースで学習できる場です。

◇参加は、学校を通して申し込みます。

- ◇開設日時
火曜日の13:30～16:30
※ 学校休業日、祝日は開室いたしません。

○「ひまわり広場」は、向日市天文館の施設内で開設します。

○くわしくは、各小中学校、学校教育課(☎075-874-2998)までお問い合わせください。

このような悩みや心配はありませんか

1 不登校

- ・学校に行きたい、また、行かなければ、という気持ちはあるが、登校しづらい

2 いじめ、友人関係

- ・いじめではないかと感じることがある
- ・ネット上にいやなことを書き込まれた
- ・友達がつくれない、うまくいかない

3 勉強や進路

- ・勉強や進路のことが心配である

4 家庭教育・子育て

- ・子育てやしつけて悩んでいる
- ・集中力、落ち着きがなく、子どもの発達について不安や心配がある
- ・子どもに非行や問題行動などの心配がある

そのほか、人に言えないような心配や悩みごとがあれば、ひとりでかかえこまずに相談してみませんか

教育相談実施日

および 相談時間と場所

来所相談

【期 間】 令和5年4月11日～令和6年3月21日

【実施日】 毎週火曜日と木曜日

※ 学校休業日、祝日等は実施しません。

【時 間】 午前の部 10:00～12:00
午後の部 13:00～16:00

【場 所】 向日市役所別館 教育相談室

- 相談は臨床心理士が対応します。
- 予約制ですので、下記にお電話ください。

☎ 075-874-2998 (学校教育課)

電話相談(スクールほっとライン)

☎ 075-931-6060

- 相談内容は来所相談と同じです。
 - ・相談は、主に指導主事が対応します
- 相談時間 月・火・水・木・金曜日
8:30～17:00
※ 祝日・年末年始等は実施しません。

小学校給食費の公会計化について

令和5年4月24日
学 校 教 育 課

小学校給食費の公会計化について、下記のとおり報告します。

記

1 概要

令和5年度から向日市の会計で管理する「公会計」方式へ変更しました。
公会計化とは、給食費を市の会計に組み入れ、予算に計上して管理及び運営を行うことで、給食費を市の予算に収入し、食材購入費を市の予算から支出します。

2 公会計化による変更点

① 小学校給食費の支払日の変更

公会計化前	公会計化後
8月 ×	8月 ○
3月 ○	3月 ×

参考：口座振替の振替月と金額（納付期限は当該月の月末）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
	8,800円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,360円	

② 給食費の年額

公会計化前 48,400円
公会計化後 48,360円（1食単価260円×186回）

参考：向日市学校給食費徴収規則（抜粋）
（給食費の額）

第4条 給食費の年額は、別表第1に掲げる1食当たりの給食費の額に、1年度当たりの学校給食の実施予定日数（以下「実施予定日数」という。）を乗じて得た額とする。

学校版「ミモザカード」について（報告）

令和5年4月24日

学 校 教 育 課

以下のとおり実施しますので、報告します。

1 経緯

これまでから、学校生活において、児童生徒が生理に関して困ったときの対応については、各学校において、丁寧に指導及び対応をしてきたところであるが、令和4年7月と令和5年2月に、向日市教育委員会が向日市立中学校の女子生徒を対象に実態調査をした結果、生理に関することで困ったとき、保健室や職員室に行って対応してもらえることを知らない生徒が約20%いることや、困っていても「恥ずかしい」「勇気がない」という理由で不衛生な状態で我慢している実態がわかった。

2 活用の目的

- ・すべての生徒が安心・安全な学校生活を送るため。
- ・将来にわたり、生徒が困難な場面に出会ったときに、様々な手段を選択し、自ら助けを求めて困難な場面を乗り越える力をつけるため。

3 対象

- ・向日市立中学校の女子生徒

4 活用の仕方

- ・学校版「ミモザカード」を保健室や職員室で見せるだけで、生理用品を配布することとする。なお、学校版「ミモザカード」は、向日市女性活躍センターあすもあ及び保健センターでも使用可能とする。

5 周知の仕方

- ・年度当初の保健体育科の授業で活用の目的や方法について説明し、女子生徒に学校版「ミモザカード」を配布する。
- ・各中学校のトイレに学校版「ミモザカード」に係るポスターを掲示し周知を図る。
- ・各中学校の学校だより等で学校版「ミモザカード」活用についてのお知らせを載せ、保護者、生徒への周知を図る。

6 今後の予定

- ・学期ごとにミモザカードの活用状況と生理用品の配布状況を把握する。

困ったときは保健室へ・・・

向日市立〇〇中学校保健室

「生理が急にきた」「ナプキンを忘れた」「ナプキンがたりない」

びっくりしますね。でも大丈夫です。保健室にいつでも相談に来て下さい。困ったときに、誰かに頼るのは恥ずかしいことはありません。

Q. 保健室に行って、どんなふうに言えばいいかわかりません。恥ずかしくて相談に行きづらいです。

A. 生理になることや、困ったときに相談することは恥ずかしいことではありません。でも、言いにくいこともありますよね。そんな時は、「ミモザカード」を利用して下さい。声に出さなくても大丈夫です。「ミモザカード」を保健室で見せてもらえれば、生理用品を渡します。



※「ミモザ」とは春先に咲く、黄色くてふわふわした花の名前です。ミモザの花は、イタリアでは女性に感謝の気持ちを伝えるときに贈る風習があるそうです。そのため、女性の生き方について考える3月8日「国際女性の日」のシンボルフラワーにもなっています。

※向日市女性活躍センターあすもあ 及び 保健センターでは、経済的な理由などにより生活用品を購入できない女性を対象に、生理用品を配布されています。どうしても困ったときは、中学校で配布したミモザカード（上）をセンター職員に見せれば、対応していただけます。

Q. もし、保健室が開いていなかったらどうしたらいいですか？

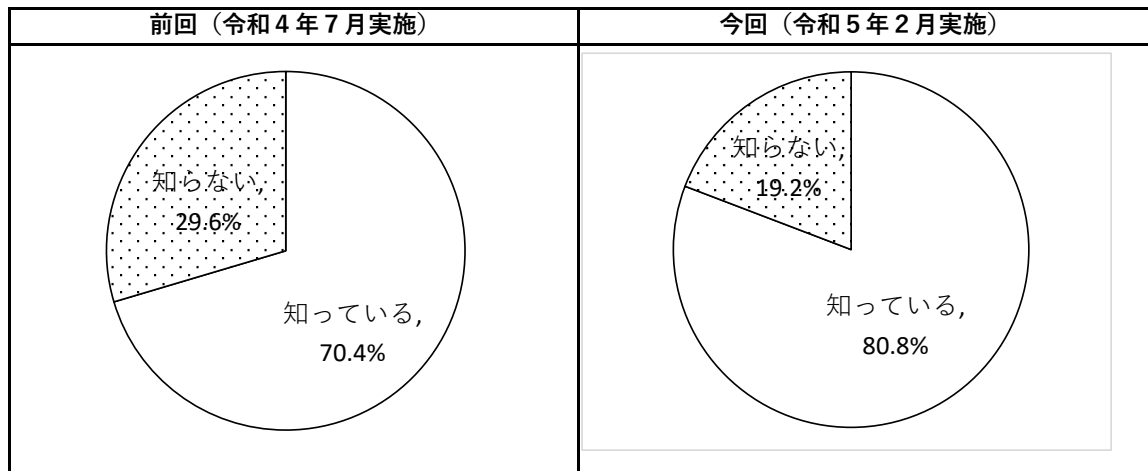
A. 保健室の先生が出張でいない、病院に行っていることもあります。そんな時は職員室に相談に来て下さい。保健室と同じように対応します。

令和4年度 生理用品に関するアンケート結果

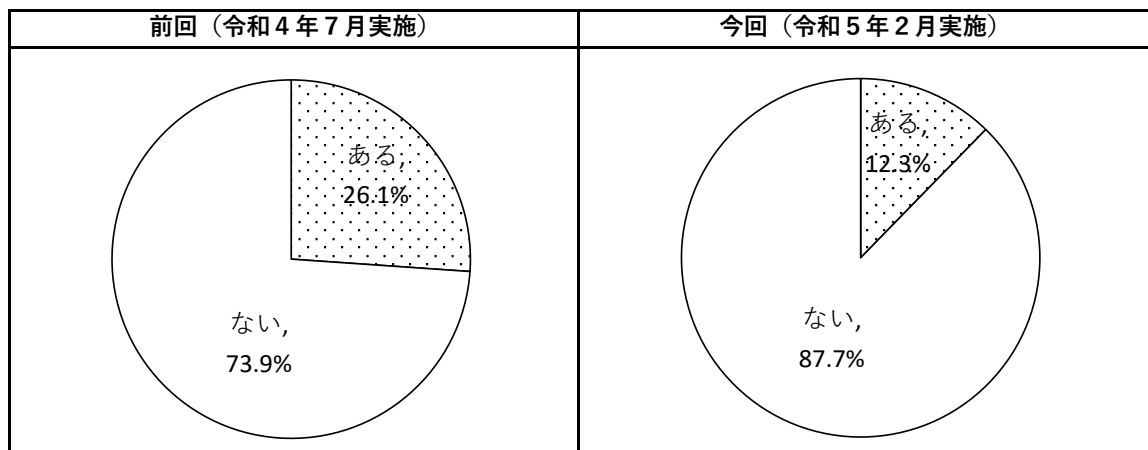
資料

対象：女子中学生

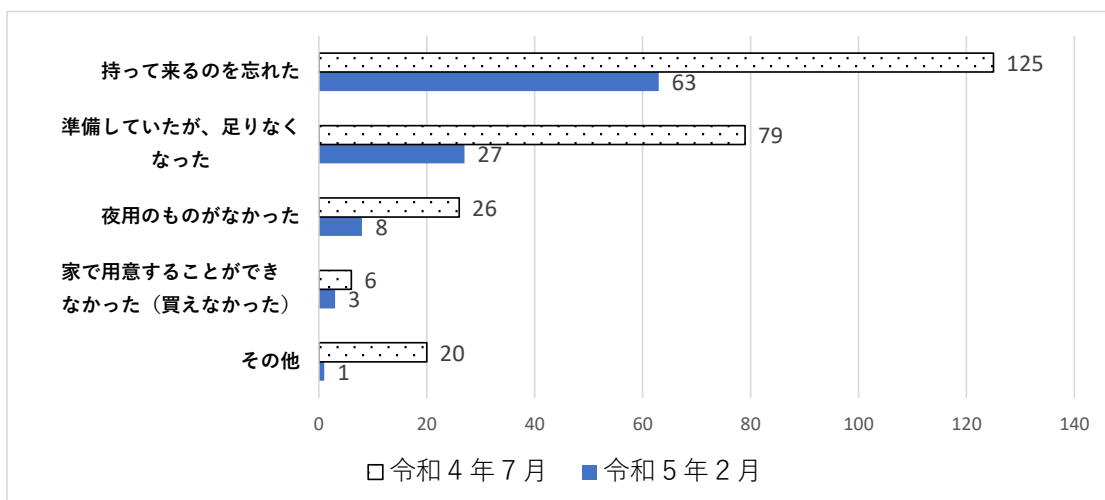
Q1 生理用品に関することで困ったとき、保健室（職員室）に行ってもらえることを知っていますか。



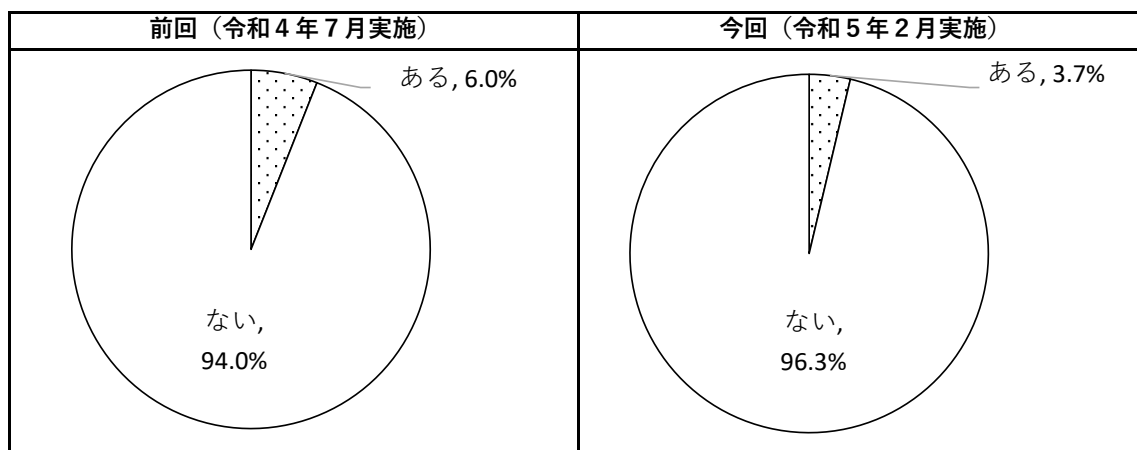
Q2 生理用品に関することで2学期以降（前は、これまでに）困ったことはありますか。



Q3 あると答えた人はその理由について当てはまるものを選んでください。（複数回答可）



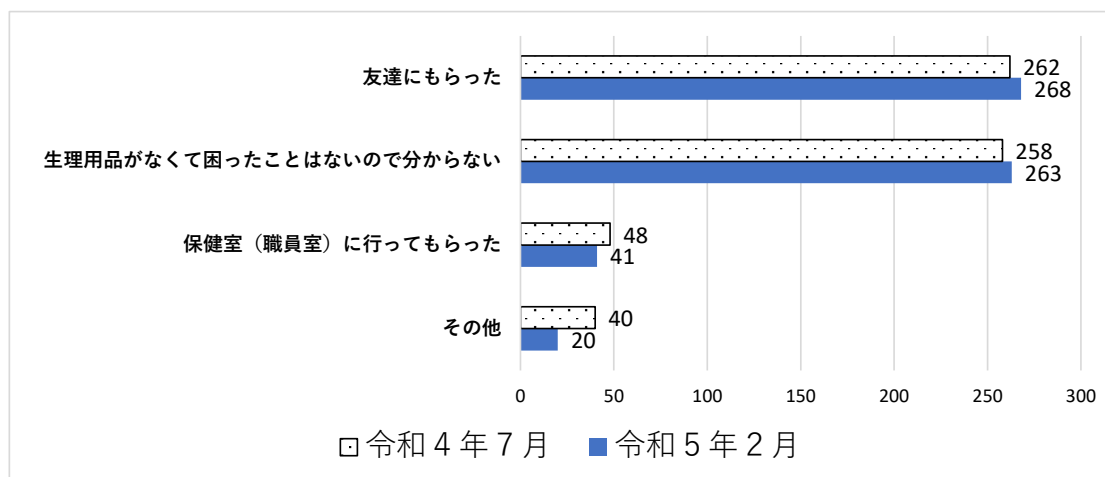
Q 4 あなたは、2学期以降（今回は、これまでに）困ったときに、保健室（職員室）に行くことができなかったことはありますか。



Q 5 あると答えた人は、行けなかった理由を書ってください。（例：保健室に人が多かったなど）

前回（令和4年7月実施）	今回（令和5年2月実施）
・ 恥ずかしかったから ・ なんか言われそうで怖かった ・ 人の目が気になったから ・ 行く時間がなかった ・ 友達に相談して解決したから ・ 対応してもらえることを知らなかった	・ 恥ずかしい ・ 気まずくて行きづらかった ・ 保健室に行く勇気がなかったから ・ 友達にもらった ・ 次が移動教室などで、いく時間がなかった ・ 知らなかった

Q 6 あなたは、生理用品がなかった時、どうしましたか。（1番多いものを選びましょう）



「その他」の主な回答

前回（令和4年7月実施）	今回（令和5年2月実施）
・ まだ生理はきていない ・ トイレットペーパーやティシュペーパーで代用 ・ すぐに取りにもどった ・ 一個で我慢した	・ まだ生理はきていない ・ トイレットペーパーやティシュペーパーで代用 ・ すぐに取りにもどった ・ 一個で我慢した ・ 放っておく

小中学校における内科健康診断について（報告）

令和5年4月24日

学 校 教 育 課

学校における内科健康診断を実施するに当たっては、児童生徒の心情への配慮と正確な検査・診察の実施、プライバシー保護の配慮等が求められています。

各学校においては、事前に学校医と十分に連携し、脱衣を伴う実施方法についての共通認識を持ち、以下の要点について、保健だより等を活用し、保護者宛に周知を行うよう各学校へ依頼しましたので報告します。

保健だより等への記載の要点

1. 健康診断の目的について

学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握します。

2. 上半身脱衣での内科検診の実施について

疾患の見落としがないよう正確かつ適切に診察・検査を行い、疾患を早期に発見し、治療につなげることが子どもたちにとって最も重要であるため、上半身脱衣を原則に実施します。

3. プライバシーへの配慮について

安心して健康診断が受けられるよう、引き続きプライバシーの保護や心情への配慮を行っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、必要に応じてバスタオルやプールタオル等を持参いただいても結構です。